

# 転勤した方がいたら.....

- 1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数ですが転勤先に月額等をご連絡くださるようお願いします。
- 2 転勤先の特別徴収義務者指定番号が不明な場合は、空欄で提出してください。

## 記載例

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基	幹	
年度	/	/	/	/
年度	/	/	/	/

令和 7 年 11 月 5 日	大仙市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒014-0053 大仙市大曲花園町1番1号	郵便番号 014-0053	特別徴収義務者 指定番号 7012345678	受給者番号 0001	連絡者の 係、氏名 及び電話 番号 係 大仙 一子 電話 (0187) 63-1111		
フリガナ	大仙 太郎	氏名	ダイセン タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以 降退職時までの 給与支払額
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	円	6	円	7	円	円
生年月日	S・H・R 50 年 8 月 31 日	生年月日	(1月1日現在の住所...必ず記入願います)	円	6	円	7	円	円
旧住所	大仙市大曲栄町13番50号	旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)	円	10	円	10	円	円
新住所	同上	新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)	円	10	円	24	円	円
				特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以 降退職時までの 給与支払額
				12,000	6	7,000	1. 退職(普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ( )	1. 特別徴収継続 A欄へ 2. 一括徴収 B欄へ 3. 普通徴収 C欄へ	1,234,567 控除社会 保険料額 123,456

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	7087654321
		個人番号又は法人番号	3210987654321
所在地	〒014-0062 大仙市大曲上栄町2番16号		
名称 代表者	株式会社大仙興業サービス 取締役社長 大仙 太一		
担当者	大仙 新太	電話	(0187) 62-1012
上記特別徴収義務者へは 月割額 1,000 円を 11 月分 (12月10日納期) から徴収するよう連絡済です。			
新受給者番号			

B 一括徴収
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。
一括徴収した
税額 円 は、 月分
( 月 日納期)
で納入します。

C 普通徴収
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。
(市役所から退職者本人宛に税額通知)

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。